



「成育基本法」成立に一言

神奈川小児科医会（たつのこどもクリニック院長）

田角喜美雄

子どもを取り巻く環境が多方面に渡り話題になる事が多くなっています。児童虐待をはじめ格差や貧困など TV ニュースや新聞報道等にて毎日のように取り上げられています。行政を中心に防止の為にマニュアル作りに取り組んでいますが、児童相談所などの人手不足や関連機関との連携不足が指摘され満足な効果が得られていません。こうした問題の防止の一助になるのが、平成 30 年 12 月に成立した成育基本法です。その理念は「成育過程にあるもの及びその 保護者並びに妊婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律案」で次代の社会を担う成育過程にある個人としての尊厳が重んぜられ、妊娠期から切れ目ない支援を受けながらその心身の健やかな成育を確保を行うため、従来の主な政策、今後期待される政策を連携させ理念を持って包括的な前進を期するという法案です。その主なる趣旨は

- 1)心身、健康に関する教育の充実、子育ての孤立を防ぐ母親以外の養育者の育児参画など普及、啓発
- 2)周産期から思春期の医療、保健の支援の強化
- 3)就学前後の切れ目ない健診増進支援体制の強化
- 4)児童虐待の発生予防、早期発見の促進

など今後期待される政策を盛り込んだ法律にて最低 6 年ごとに見直される事になっています。又本年 6 月には児童虐待防止強化に向け改正児童福祉法が成立し来年 4 月に施行されます。より具体的に親らが「しつけ」と称した体罰を加えることを禁じると明記され、児相では「介入」と「支援」を担う職員を分ける事が盛り込まれ、横浜市では虐待担当職員 40 人のうち 4 分の 1 が介入係にあたるそうです。

こうした法の成立や改正が防止と早期発見につながり、今後は悲劇が起こらない事を切に望みます。

